

【表紙】

変更後	変更前
令和5(2023)年3月	令和4(2022)年3月

第1編 第1章 計画の概要
第1節 計画の目的

変更後	変更前
<p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、門真市防災会議が、門真市の市域に係る防災に関し、市域の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施する事項を定め、市と市域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制</u>など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、門真市防災会議が、門真市の市域に係る防災に関し、市域の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施する事項を定め、市と市域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>_____</u>避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第1編 第5章 防災関係機関の業務大綱

第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

変更後	変更前
第3 指定公共機関及び指定地方公共機関 1 <u>西日本電信電話株式会社(関西支店)</u> (略)	第3 指定公共機関及び指定地方公共機関 1 <u>西日本電信電話株式会社(大阪支店)</u> (略)

第2編 第1章 防災体制の整備
第1節 総合的防災体制の整備

変更後	変更前
<p>第7 防災に関する調査研究の推進 災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等の調査研究を継続的に実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、<u>効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用を行う。</u></p> <p>第8 関係機関等との連携体制の整備 1 関係機関・民間団体等との連携体制 (1)～(2) (略) (3) 応援・受援体制の整備 市及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> なお、訓練等を通じた防災関係機関相互の連絡先・要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。また、応援・受援計画は、支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面のからの支援を最大限活かすことを目的とする。応援・受援計画には、組織体制の整備、他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ、人的応援に係る担当部局との調整、災害ボランティアの受入れ、人的支援等の提供の調整、全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ、人的・物的資源の管理及び活用を、主な内容として定めるよう努める。</p>	<p>第7 防災に関する調査研究の推進 災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等の調査研究を継続的に実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、<u>AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS</u> <u>など、</u> <u>積極的な活用</u>に努める。</p> <p>第8 関係機関等との連携体制の整備 1 関係機関・民間団体等との連携体制 (1)～(2) (略) (3) 応援・受援体制の整備 市及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p><u>なお、訓練等を通じた防災関係機関相互の連絡先・要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。また、応援・受援計画は、支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面のからの支援を最大限活かすことを目的とする。応援・受援計画には、組織体制の整備、他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ、人的応援に係る担当部局との調整、災害ボランティアの受入れ、人的支援等の提供の調整、全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ、人的・物的資源の管理及び活用を、主な内容として定めるよう努める。</u></p>

第2編 第1章 防災体制の整備
第6節 避難受入体制の整備

変更後	変更前
<p>第3 避難所の指定、整備 施設管理者と協力し、住家の全壊、全焼及び流失等によって避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、<u>ホテル・旅館等のほか、応急住宅としての空き家・空き室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。</u> <u>さらに、平常時から、指定避難所の場所等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p>1 避難所の指定・整備 (1)～(5) (略) (6) <u>大阪府守口保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うため、市は大阪府守口保健所に対しハザードマップ等を提供する。また、大阪府守口保健所は自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するため、市は大阪府守口保健所と連携する。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 避難所の管理運営体制の整備 府が示す「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所運営マニュアル等を作成し、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発を行う。</u>この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。また、洪水時避難所については、淀川の氾濫等により長時間浸水し、避難所が孤立した場合に備え、浸水域外への二次避難体制を確立する。</p> <p>第4 避難誘導體制の整備 (略) 1～3 (略)</p>	<p>第3 避難所の指定、整備 施設管理者と協力し、住家の全壊、全焼及び流失等によって避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、 <u>自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。</u></p> <p>1 避難所の指定・整備 (1)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 避難所の管理運営体制の整備 府が示す「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所運営マニュアル等を作成し、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 <u>この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、洪水時避難所については、淀川の氾濫等により長時間浸水し、避難所が孤立した場合に備え、浸水域外への二次避難体制を確立する。</u></p> <p>第4 避難誘導體制の整備 (略) 1～3 (略)</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

<p>4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 (略) (1) 洪水予報や避難判断水位到達情報の伝達方法 (略)</p> <p>第5 広域避難体制の整備</p> <p>府及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生または発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 (略) (1) 洪水予報や特別警戒水位到達情報の伝達方法 (略)</p> <p>第5 広域避難体制の整備</p> <hr/> <p>他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p>
--	--

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第2編 第1章 防災体制の整備
 第7節 緊急物資確保体制の整備

変更後	変更前
<p>第2 食料及び生活必需品の確保 1 備蓄 必要な食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。また、<u>備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。</u></p>	<p>第2 食料及び生活必需品の確保 1 備蓄 必要な食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。 _____ _____</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第2編 第1章 防災体制の整備
第10節 要配慮者対策

変更後	変更前
<p>第2 要配慮者利用施設における対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練の実施</p> <p>市地域防災計画及び要配慮者利用施設における避難確保計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するように努める。</p> <p>また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</p>	<p>第2 要配慮者利用施設における対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練の実施</p> <p>市地域防災計画及び要配慮者利用施設における避難確保計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するように努める。</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第2編 第2章 地域防災力の向上
第1節 防災知識の高揚

変更後	変更前
<p>第1 防災知識の普及啓発</p> <p><u>気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震、洪水時のシミュレーション結果等</u>を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、<u>地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。</u></p> <p>特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で<u>一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得るよう取り組む。</u></p> <p>また、防災(防災と減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p><u>併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p> <p>1 普及啓発の内容</p> <p>(1) 災害等の知識</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p>カ <u>地域社会への貢献</u></p> <p>キ <u>応急対応、復旧・復興に関する知識</u></p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・避難所、家族との連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り決め等)の確認</u></p> <p>キ～サ (略)</p> <p>(3) 災害時の行動</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス <u>広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域</u></p>	<p>第1 防災知識の普及啓発</p> <p><u>地震、洪水時のシミュレーション結果等</u>を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、<u>地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で</u></p> <p>特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で<u>避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得るよう取り組む。</u></p> <p>また、防災(防災と減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>1 普及啓発の内容</p> <p>(1) 災害等の知識</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>地域社会への貢献</u></p> <p>カ <u>応急対応、復旧・復興に関する知識</u></p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>避難場所、避難路・避難所、家族との連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り決め等)の確認</u></p> <p>キ～サ (略)</p> <p>(3) 災害時の行動</p> <p>ア～シ (略)</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

<p>避難の考え方 セ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	--

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第2編 第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

変更後	変更前
<p>市をはじめ関係機関は、災害に強い安全なまちづくりを進めるため、防災空間の整備、都市基盤施設の防災機能の強化、密集住宅市街地の整備促進、土木構造物の耐震対策及びライフライン施設の災害予防対策等、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。</p> <p>都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路及び都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、大阪府の災害に強い都市づくりガイドライン（府都市整備部）を活用するものとする。</p> <p>また、府及び市町村は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</p> <p>地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府防災都市づくり広域計画に基づき、都市防災対策を促進する。</p> <p>各部局の連携の下、本計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市町村に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけるとともに住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。</p> <p>また、災害危険度判定調査の実施及び市民公表に努めるとともに、大阪府防災都市づくり広域計画に基づき、防災都市づくり計画の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。</p> <p>第1～第2（略） 第3 密集住宅市街地の整備促進 1～7（略） 8 空き家等の対策 平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において</p>	<p>市をはじめ関係機関は、災害に強い安全なまちづくりを進めるため、防災空間の整備、都市基盤施設の防災機能の強化、密集住宅市街地の整備促進、土木構造物の耐震対策及びライフライン施設の災害予防対策等、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。</p> <p>都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路及び都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、大阪府の災害に強い都市づくりガイドライン（府都市整備部）を活用するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府防災都市づくり広域計画に基づき、都市防災対策を促進する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>また、災害危険度判定調査の実施及び市民公表に努めるとともに、大阪府防災都市づくり広域計画に基づき、防災都市づくり計画の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。</p> <p>第1～第2（略） 第3 密集住宅市街地の整備促進 1～7（略） 8 空き家等の対策 平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

<p>空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発を行う。市は、府が整備する不動産、建築、法律等の専門家団体との連携による、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制について、府とともに普及啓発に努める。</p> <p>9 建築物の安全性に関する指導</p> <p>市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策に努める。</p>	<p>空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発を行う。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	--

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第1編 第1章 初動期の活動
第6節 広域応援等の要請・受入れ

変更後	変更前
<p>第3 広聴活動の実施 1～6 (略) 7 応急対策職員派遣制度に基づく支援 総務省は、府及び市町村等と協力し、<u>応急対策職員派遣制度</u>（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。 また、府及び市町村は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した<u>応援職員の受け入れ</u>について、<u>活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p>	<p>第3 広聴活動の実施 1～6 (略) 7 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく支援 総務省は、府及び市町村等と協力し、<u>被災市区町村応援確保システム</u>（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。</p>

第1編 第1章 初動期の活動
第10節 避難誘導

変更後			変更前		
第1 避難指示 1 実施責任者、実施要件・内容等 (略) 【避難指示の実施責任者と実施要件・内容等】			第1 避難指示 1 実施責任者、実施要件・内容等 (略) 【避難指示の実施責任者と実施要件・内容等】		
発令権者	実施の要件・内容	根拠法令	発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、地域の居住者等に対し、 <u>高所への移動、近く</u> の堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示する。 ※必要があるときは、その立退き先を指示できる。 ※勧告、指示、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、知事に報告する。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示す	災害対策基本法第60条	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、地域の居住者等に対し、 _____ _____屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する____ _____措置を指示する。 ※必要があるときは、その立退き先を指示できる。 ※勧告、指示、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、知事に報告する。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示す	災害対策基本法第60条

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

	る。			る。	
<p>(略)</p> <p>2 避難指示の実施要領</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示を発令する。指示にあたっては、広報班が、自主防災組織等の協力を得ながら、避難指示が出された地区名、避難先及び避難理由等を明示し、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、福祉対策班と連携し、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p><u>また、府及び市町村、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</u></p>			<p>(略)</p> <p>2 避難指示の実施要領</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示を発令する。指示にあたっては、広報班が、自主防災組織等の協力を得ながら、避難指示が出された地区名、避難先及び避難理由等を明示し、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、福祉対策班と連携し、避難行動要支援者に配慮する。</p>		

第1編 第1章 初動期の活動

第10節 避難誘導

変更後	変更前
<p>第3 避難</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難誘導</p> <p>(1) <u>広域避難</u></p> <p><u>ア 広域避難地への市民の避難誘導</u></p> <p>避難所班は、市民等の協力を得て、一時避難地から広域避難地への市民の避難誘導を実施する。なお、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、福祉対策班が、早急な安否確認と介助を実施する。</p> <p><u>イ 府内市町村間の広域避難の協議等</u></p> <p>市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。</p> <p><u>ウ 都道府県外の広域避難の協議等</u></p> <p>市町村は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議や助言を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。</p>	<p>第3 避難</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難誘導</p> <p>(1) <u>広域避難地への市民の避難誘導</u></p> <p>_____</p> <p>避難所班は、市民等の協力を得て、一時避難地から広域避難地への市民の避難誘導を実施する。なお、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、福祉対策班が、早急な安否確認と介助を実施する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

第1編 第1章 初動期の活動

第11節 避難所の開設・管理

変更後	変更前
<p>第1 避難所の開設 <u>災害の規模に鑑み、避難の受入れが必要な場合は、可能な限り当初から避難所を開設する。ただし、指定避難所だけでは量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。</u> 1～3 (略) 4 避難所開設時の留意点 (1)～(2) (略) (3) <u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、要配慮者に考慮し、被災地域外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u></p>	<p>第1 避難所の開設 _____避難の受入れが必要な場合は、<u>速やかに</u> 避難所を開設する。 _____ _____ _____また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。 1～3 (略) 4 避難所開設時の留意点 (1)～(2) (略) (3) _____ _____要配慮者に考慮し、被災地域外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p>

第1編 第1章 初動期の活動

第11節 避難所の開設・管理

変更後	変更前
<p>第2 避難所の管理・運営 1～3 (略) 4 避難所の管理 (1) 避難者名簿等の作成 管理責任者は、「避難者カード」を配付・回収のうえ、これを基に「避難者名簿」及び「避難所状況報告書」をできる限り早期に作成し、避難所班に報告する。また、避難所で生活せず食料・物資のみ受け取りに来ている、自宅、テント及び車等で生活している<u>避難者等</u>に係る情報の把握に努める。(略) (2) (略) (3) 生活環境への配慮 (略)また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー等の配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u> (4) <u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するように努め、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。</u> (5) <u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局及び大阪府守口保健所と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。</u></p>	<p>第2 避難所の管理・運営 1～3 (略) 4 避難所の管理 (1) 避難者名簿等の作成 管理責任者は、「避難者カード」を配付・回収のうえ、これを基に「避難者名簿」及び「避難所状況報告書」をできる限り早期に作成し、避難所班に報告する。また、避難所で生活せず食料・物資のみ受け取りに来ている、自宅、テント及び車等で生活している<u>避災者等</u>に係る情報の把握に努める。(略) (2) (略) (3) 生活環境への配慮 (略)また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、<u>巡回警備や防犯ブザー等の配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p>

第1編 第1章 初動期の活動

第12節 避難行動要支援者への支援

変更後	変更前
<p>被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> <p>また、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）へ要請する。</p>	<p>被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p>

第2編 第1章 防災体制の整備

第10節 要配慮者対策

変更後	変更前
<p>第3 避難所対策</p> <p>(5) 府と連携を図り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者と協議により、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を選定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されて、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として選定するとともに、福祉避難所の役割について周知する。</p> <p>要援護高齢者、障がい者等が相談や介護・医療的ケア等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的避難施設）の選定に努める。なお、福祉避難所は大規模災害時に避難所生活を過ごす避難者のうち、特別な配慮や支援が必要で、避難所での避難生活が困難であると判断した避難者を二次的に避難させる場所であるため、避難者が福祉避難所に殺到することがないように、その役割について周知する。</p> <p><u>市町村は、福祉避難所を指定する場合には指定した旨を公示しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p>	<p>第3 避難所対策</p> <p>(5) 府と連携を図り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者と協議により、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を選定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されて、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として選定するとともに、福祉避難所の役割について周知する。</p> <p>要援護高齢者、障がい者等が相談や介護・医療的ケア等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的避難施設）の選定に努める。なお、福祉避難所は大規模災害時に避難所生活を過ごす避難者のうち、特別な配慮や支援が必要で、避難所での避難生活が困難であると判断した避難者を二次的に避難させる場所であるため、避難者が福祉避難所に殺到することがないように、その役割について周知する。</p>

第1編 第1章 初動期の活動

第14節 二次被害の防止

変更後	変更前
<p>第2 被災建築物・宅地の応急危険度判定の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 民間建築物・宅地</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 空き家等の対策</p> <p>市は、<u>平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。</u></p>	<p>第2 被災建築物・宅地の応急危険度判定の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 民間建築物・宅地</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 空き家等の対策</p> <p>市は、<u>_____</u></p> <p><u>_____</u>必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知<u>_____</u>、倒壊等の二次災害の防止に努める。</p>

第1編 第2章 応急復旧期の活動

第3節 緊急物資の供給

変更後	変更前
<p>市及び府は被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調整・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、状況に応じた物資調達に留意するとともに、被災地の実情や、要配慮者、男女等のニーズの違いに配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。市及び府は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>	<p>市及び府は被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調整・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。 _____状況に応じた物資調達に留意するとともに、被災地の実情や、要配慮者、男女等のニーズの違いに配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。 市及び府は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第1編 第2章 応急復旧期の活動
第5節 ライフラインの確保

変更後				変更前			
第5 電気通信施設 (西日本電信電話株式会社) 1 (略) 2 広報 (1) ~ (2) (略) 【西日本電信電話株式会社の連絡先】				第5 電気通信施設 (西日本電信電話株式会社) 1 (略) 2 広報 (1) ~ (2) (略) 【西日本電信電話株式会社の連絡先】			
名称等	連絡窓口	所在地	電話番号	名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
関西支店	設備部 災害対策室	大阪市都島区東野田町4-15-82 NTTWEST i-CAMPUS S B棟10F	TEL 06-6490-1324 FAX 06-6881-5044	大阪支店	設備部	大阪市中央区博労町 2-5-15 大阪中央ビル	TEL 06-6210-2609 FAX 06-6261-4644

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第1編 第2章 応急復旧期の活動

第6節 交通の機能確保

変更後	変更前
<p>第1 鉄軌道施設の応急復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急復旧対策 (1)～(4)</p> <p><u>(5) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。</u></p> <p><u>(6) 各鉄軌道施設管理者の地震発生時の運転取扱いについては、以下のとおりとする。</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 道路の応急復旧等</p> <p>2 応急復旧対策 (1)～(3)(略)</p> <p><u>(4) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。</u></p> <p><u>(5) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集</u> 土木班及び本部事務局、並びに府(枚方土木事務所)、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、門真警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。</p> <p><u>(6) 府道又は府管理の道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって府が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、府が当該工事を行うことができる権限代行制度に基づき、府に支援の要請を行う。</u></p>	<p>第1 鉄軌道施設の応急復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急復旧対策 (1)～(4)</p> <hr/> <p><u>(5) 各鉄軌道施設管理者の地震発生時の運転取扱いについては、以下のとおりとする。</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 道路の応急復旧等</p> <p>2 応急復旧対策 (1)～(3)(略)</p> <hr/> <p><u>(4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集</u> 土木班及び本部事務局、並びに府(枚方土木事務所)、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、門真警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。</p> <hr/>

第1編 第2章 応急復旧期の活動

第7節 住宅の応急確保

変更後	変更前
<p>被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置を行う。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを<u>早期に確保する。</u>なお、応急仮設応急仮設住宅等への入居の際は、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。</p>	<p>被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。</p> <hr/> <p>なお、応急仮設応急仮設住宅等への入居の際は、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。</p>

第1編 第2章 応急復旧期の活動

第7節 住宅の応急確保

変更後	変更前
<p>第6 応急仮設住宅の借上げ 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における_____災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「<u>賃貸型応急住宅</u>」という。）を積極的に活用する。</p> <p>第7 公営住宅等の一時使用 庶務班は、建設型仮設住宅及び<u>賃貸型応急住宅</u>の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 他府県への応急仮設住宅に関する要請 市は府に対し、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅の確保が十分でない<u>と判断される場合には、近隣府県をはじめ他府県に対して、建設型応急住宅の用地及び賃貸型応急住宅の情報の提供を求めるよう要請することができる。</u></p>	<p>第6 応急仮設住宅の借上げ 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における<u>比較的規模の小さい</u>災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「<u>借上型仮設住宅</u>」という。）を積極的に活用する。</p> <p>第7 公営住宅等の一時使用 庶務班は、建設型仮設住宅及び<u>借上型仮設住宅</u>の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。</p> <p>第8 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

第2編 第1章 生活の安定

第5節 被災者の生活確保

変更後					変更前							
第5 被災者生活再建支援金 2 被災者生活再建支援制度の概要 (1)～(2) (略) (3) 制度の対象となる被災世帯 ①～④ (略) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) (4) 支援金の支給額 ① (略) ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) 【被災者生活再建支援金の支給額】					第5 被災者生活再建支援金 2 被災者生活再建支援制度の概要 (1)～(2) (略) (3) 制度の対象となる被災世帯 ①～④ (略) (4) 支援金の支給額 ① (略) ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) 【被災者生活再建支援金の支給額】							
世帯区分	住宅の被害程度	基礎支援金①	加算支給金②	計①+②	世帯区分	住宅の被害程度	基礎支援金①	加算支給金②	計①+②			
複数世帯(世帯人員が2名以上)	大規模半壊以上	100	建設・購入	200	300	複数世帯(世帯人員が2名以上)	大規模半壊以上	100	建設・購入	200		
			補修	100					200	補修	100	200
			賃貸	50					150	賃貸	50	150
	大規模半壊	50	建設・購入	200	250		大規模半壊	50	建設・購入	200	250	
			補修	100	150				補修	100	150	
			賃貸	50	100				賃貸	50	100	
	中規模半壊	二	建設・購入	100	100		中規模半壊	—	建設・購入	—	—	
			補修	50	50				補修	—	—	
			賃貸	25	25				賃貸	—	—	
単身世帯(世帯人員が1名)	大規模半壊以上	75	建設・購入	150	225	単身世帯(世帯人員が1名)	大規模半壊以上	75	建設・購入	150		
			補修	75					150	補修	75	150
			賃貸	37.5					112.5	賃貸	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5		大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5	
			補修	75	112.5				補修	75	112.5	
			賃貸	37.5	75				賃貸	37.5	75	
	中規模半壊	二	建設・購入	75	75		中規模半壊	—	建設・購入	—	—	
			補修	37.5	37.5				補修	—	—	
			賃貸	18.75	18.75				賃貸	—	—	

※単身世帯は、それぞれ複数世帯の3/4の額となる。

※単身世帯は、それぞれ複数世帯の3/4の額となる。

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合の加算支援金は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。(中規模半壊世帯は1/2)

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入場合の加算支援金は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。_____

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第1編 第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

変更後			変更前		
第1 行政機関等との相互応援協力 1 警報等の種類 (1) (略) (2) 水防警報 国土交通大臣又は知事が指定した河川について、災害の発生が予想される場合、次の基準により水防活動を必要とする旨の警告を発する。(水防法第16条第1項)			第1 行政機関等との相互応援協力 1 警報等の種類 (1) (略) (2) 水防警報 国土交通大臣又は知事が指定した河川について、災害の発生が予想される場合、次の基準により水防活動を必要とする旨の警告を発する。(水防法第16条第1項)		
種別	国土交通大臣指定	大阪府知事指定	種別	国土交通大臣指定	大阪府知事指定
発表者	淀川河川事務所長	寝屋川水系改修工営所	発表者	淀川河川事務所長	寝屋川水系改修工営所
河川名	淀川	寝屋川、古川	河川名	淀川	寝屋川、古川
待機	<u>氾濫注意水位を超過</u>	—	待機	<u>警戒水位を超過約10時間前</u>	—
準備	<u>氾濫注意水位を超過3時間前</u>	水防団待機水位に達したとき(ただし降雨が全く無く、干潮による影響のみの場合は別途判断する)	準備	<u>警戒水位を超過約7時間前</u>	<u>通報水位に達したとき</u> (ただし降雨が全く無く、干潮による影響のみの場合は別途判断する)
出動	<u>氾濫注意水位を超過2時間前</u>	① <u>氾濫注意水位</u> に達したとき ② <u>氾濫注意水位</u> に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき	出動	<u>警戒水位を超過約2時間前</u>	① <u>警戒水位</u> に達したとき ② <u>警戒水位</u> に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
解除	<u>水防活動の終わるとき</u>	同左	解除	<u>水位が警戒水位下になり水防活動を必要としなくなったとき</u>	同左
準備解除	—	<u>水防団待機水位を下回ったとき</u>	準備解除	—	<u>通報水位を下回ったとき</u>
(3) 洪水予報等 ア 淀川洪水予報 (略)			(3) 洪水予報等 ア 淀川洪水予報 (略)		
種類	淀川洪水予報の発表基準	枚方水位観測所の基準値	種類	淀川洪水予報の発表基準	枚方水位観測所の基準値

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき	氾濫注意水位 4.5m	氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに上昇するおそれのあるとき	氾濫注意水位 4.5m
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難判断水位 5.4m	氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難判断水位 5.4m
<u>氾濫危険情報</u> (洪水警報)	<u>基準地点の水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に達したとき</u>	氾濫危険水位 5.5m	<u>氾濫危険情報</u> (洪水警報)	<u>いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき</u>	氾濫危険水位 5.5m
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき	—	氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき	—

第1編 第1章 災害警戒期の活動

第4節 警戒活動

変更後					変更前				
第1 水防活動 (略) 1 活動体制 (1) 出動準備 (略) ア 河川の水位が <u>水防団待機水位</u> に達してなお、上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時 イ (略) (2) 出動 (略) ア 河川の水位が <u>氾濫注意水位</u> に達したとき、またはそのおそれがあるとき イ～ウ (略) (3) 解除 市長は、水防配備を発令し、水位が <u>氾濫注意水位</u> 以下となり、かつ危険がなくなったときは、解除を行う。この場合、一般に周知させるとともに、府現地指導班長に対してその旨を報告する。 2 水位の観測通報 (略) (1) <u>水防団待機水位</u> に達した時からこの水を下回るまでの間 (1時間毎) (2) <u>氾濫注意水位</u> に達したとき及び下回ったとき (3) <u>避難判断水位</u> に達したとき及び下回ったとき (4) (略) (5) <u>水防団待機水位</u> を下回ったとき 3～6 (略) 7 避難のための立退き (略) 【水防信号】					第1 水防活動 (略) 1 活動体制 (1) 出動準備 (略) ア 河川の水位が <u>通報水位</u> に達してなお、上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時 イ (略) (2) 出動 (略) ア 河川の水位が <u>警戒水位</u> に達したとき、またはそのおそれがあるとき イ～ウ (略) (3) 解除 市長は、水防配備を発令し、水位が <u>警戒水位</u> 以下となり、かつ危険がなくなったときは、解除を行う。この場合、一般に周知させるとともに、府現地指導班長に対してその旨を報告する。 2 水位の観測通報 (略) (1) <u>通報水位</u> に達した時からこの水を下回るまでの間 (1時間毎) (2) <u>警戒水位</u> に達したとき及び下回ったとき (3) <u>特別警戒水位</u> に達したとき及び下回ったとき (4) (略) (5) <u>通報水位</u> を下回ったとき 3～6 (略) 7 避難のための立退き (略) 【水防信号】				
警鐘信号			サイレン信号		警鐘信号			サイレン信号	
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
				約15秒					約15秒

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

				○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止					○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止
第2信号	○-○- ○	○-○- ○	○-○- ○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止	第2信号	○-○- ○	○-○- ○	○-○- ○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止
第3信号	○-○- ○-○	○-○- ○-○	○-○- ○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止	第3信号	○-○- ○-○	○-○- ○-○	○-○- ○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止
第4信号	乱打			約1分 約5秒 約1分 ○ - 休止 ○ - 休止	第4信号	乱打			約1分 約5秒 約1分 ○ - 休止 ○ - 休止
<p>1. 信号は適宜の時間継続すること 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用すること 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること 第1信号 河川では量水標が<u>氾濫注意水位</u>に、洪水のおそれがあることを知らせるもの 第2信号 水防団員及び門真消防署に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの</p>					<p>1. 信号は適宜の時間継続すること 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用すること 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること 第1信号 河川では量水標が<u>警戒水位</u>に、洪水のおそれがあることを知らせるもの 第2信号 水防団員及び門真消防署に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの</p>				

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

	<p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。</p> <p>※必要があるときは、その立退き先を指示できる。</p> <p>※勧告、指示、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、知事に報告する。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。</p>			<p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。</p> <p>※必要があるときは、その立退き先を指示できる。</p> <p>※勧告、指示、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、知事に報告する。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。</p>	
<p>(略)</p> <p>2 避難指示の実施要領</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示を発令する。なお、本部事務局は気象台や河川管理者（淀川河川事務所、寝屋川水系改修工営所）との連携を密にして、今後の状況予想について助言を求めるとともに、現場の巡視報告等をもとに総合的に避難の判断をする。</p> <p>また、避難指示を発令したときは、広報班が、自主防災組織等の協力を得ながら、避難先及び避難理由等を明示し、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、福祉対策班と連携し、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>また、府及び市町村、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</p>			<p>(略)</p> <p>2 避難指示の実施要領</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示を発令する。なお、本部事務局は気象台や河川管理者（淀川河川事務所、寝屋川水系改修工営所）との連携を密にして、今後の状況予想について助言を求めるとともに、現場の巡視報告等をもとに総合的に避難の判断をする。</p> <p>また、避難指示を発令したときは、広報班が、自主防災組織等の協力を得ながら、避難先及び避難理由等を明示し、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、福祉対策班と連携し、避難行動要支援者に配慮する。</p>		

第1編 第2章 災害発生後の活動

第3節 広域応援等の要請・受入れ

変更後	変更前
<p>第1 行政機関等との相互応援協力 1～6 (略) 7 <u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく支援 総務省は、府及市町村等と協力し、<u>応急対策職員派遣制度</u>（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。 <u>また、府及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p>	<p>第1 行政機関等との相互応援協力 1～6 (略) 7 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく支援 総務省は、府及市町村等と協力し、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

<p>(5) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局及び守口保健所と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
--	---

第1編 第2章 災害発生後の活動

第8節 避難行動要支援者への支援

変更後	変更前
<p>被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。 <u>また、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）へ要請する。</u></p>	<p>被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第1編 第2章 災害発生後の活動

第11節 ライフラインの応急対策確保

変更後				変更前			
第5 電気通信施設 (西日本電信電話株式会社) 1～3 (略) 4 広報 (略) 【西日本電信電話株式会社の連絡先】				第5 電気通信施設 (西日本電信電話株式会社) 1～3 (略) 4 広報 (略) 【西日本電信電話株式会社の連絡先】			
名称等	連絡窓口	所在地	電話番号	名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
関西支店	設備部 災害対策室	大阪市都島区東 野田町4-15-82 NTTWEST i-CAMPU S B棟10F	TEL 06-6490-1324 FAX 06-6881-5044	大阪支店	設備部	大阪府中央区博 労町 2-5-15 大阪中 央ビル	TEL 06-6210-2609 FAX 06-6261-4644

第1編 第2章 災害発生後の活動

第12節 交通の機能確保

変更後	変更前
<p>第1 鉄軌道施設の応急復旧 2 応急復旧対策 (1)～(4) (略) (5) 鉄道事業者は、<u>所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。</u></p>	<p>第1 鉄軌道施設の応急復旧 2 応急復旧対策 (1)～(4) (略)</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和5(2023)年3月修正)

第1編 第2章 災害発生後の活動

第12節 交通の機能確保

変更後	変更前
<p>第2 道路の応急復旧等 2 応急復旧対策 (1)～(3)(略) <u>(4) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。</u> <u>(5) 府道又は府管理の道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって府が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、府が当該工事を行うことができる権限代行制度に基づき、府に支援の要請を行う。</u> <u>(6) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集</u> 土木班及び本部事務局、並びに府(枚方土木事務所)、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、門真警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。</p>	<p>第2 道路の応急復旧等 2 応急復旧対策 (1)～(3)(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集</u> 土木班及び本部事務局、並びに府(枚方土木事務所)、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、門真警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。</p>

第1編 第2章 災害発生後の活動

第14節 災害救助法の適用

変更後	変更前
<p>知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、<u>災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。</u></p> <p>併せて、知事は災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。</p>	<p>災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。</p>

第1編 第2章 応急復旧期の活動

第3節 緊急物資の供給

変更後	変更前
<p>市及び府は被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調整・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、状況に応じた物資調達に留意するとともに、被災地の実情や、要配慮者、男女等のニーズの違いに配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>	<p>市及び府は被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調整・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。 _____状況に応じた物資調達に留意するとともに、被災地の実情や、要配慮者、男女等のニーズの違いに配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>

第1編 第2章 災害発生後の活動

第17節 住宅の応急確保

変更後	変更前
<p>被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置を行う。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを<u>早期に確保する。</u>なお、応急仮設応急仮設住宅等への入居の際は、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。</p>	<p>被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。</p> <hr/> <p>なお、応急仮設応急仮設住宅等への入居の際は、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。</p>

第1編 第2章 災害発生後の活動

第17節 住宅の応急確保

変更後	変更前
<p>第5 応急仮設住宅の借上げ 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における_____災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急仮設住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「<u>賃貸型応急住宅</u>」という。）を積極的に活用する。</p> <p>第6 公営住宅等の一時使用 庶務班は、建設型仮設住宅及び<u>賃貸型応急住宅</u>の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 他府県への応急仮設住宅に関する要請 市は府に対し、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅の確保が十分でないとは判断される場合には、<u>近隣府県をはじめ他府県に対して、建設型応急住宅の用地及び賃貸型応急住宅の情報の提供を求めるよう要請することができる。</u></p>	<p>第5 応急仮設住宅の借上げ 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急仮設住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「<u>借上型仮設住宅</u>」という。）を積極的に活用する。</p> <p>第6 公営住宅等の一時使用 庶務班は、建設型仮設住宅及び<u>借上型仮設住宅</u>の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。</p> <p>第7 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>